

中央防災会議

「防災基本計画専門調査会」(第一回)議事概要について(速報版)

中央防災会議事務局(内閣府(防災担当))

日時 : 平成13年10月11日(木) 14:00~16:00
場所 : 虎ノ門パストラル(新館5F 桔梗の間)
出席者 : 伊藤座長、石川委員、石原委員、大宅委員、小幡委員、菊地委員、香西委員、澤田委員、志方委員、重川委員、土岐委員、能澤委員、廣井委員、藤吉委員
松下副大臣、阪上大臣政務官、高橋政策統括官(防災担当) 他

(議事概要)

事務局から資料に基づき説明。

防災基本問題についての課題等を中心に意見交換。各委員等からの意見は以下のとおり。

大規模な災害時における公権と私権をどうするのかという問題を議論すべき。他国では、災害時に公権が私権に勝る場合がある。今まで日本ではこの問題について議論を避けてきたのではないか。

実際の運用にあたって、厳格に規制することを躊躇させるような国民意識がある。日頃から国民への啓発が必要なのではないか。マスコミが警戒区域の中に入ってしまったら、交通規制がうまくいかないこともその一例。

地震・火山学者等の専門家を育成することや自治体等に配置することを考えたらどうか。

阪神・淡路大震災では、ヘリコプターの音で被災者の救助を求める声が聞こえないという問題があった。発災後の一定期間は、救助のためマスコミ等も含めたヘリコプターの飛行を禁止するサイレントタイムが必要。

地震で傾いた家に家財道具を取りに行く人がいた場合、アメリカなどでは、レ

ッドテープを貼って、中に入った人を逮捕できる。人員が足りないかもしれないが日本でも検討すべき。

「災害」の定義はどこまでとらえるべきなのか。

また、専門家の知識と一般人の知識の間には隙間があり、これを何らかの形でカバーすべきではないか

ハザードマップの作成を進めるとともに、地域防災計画などにきちんと位置づけるべきではないか。

防災教育の一層の推進を図るべき。

最近の大きな流れとして「自己責任」ということが言われているが、生命身体に関わることについては逆の流れになっているのではないかと。薬害エイズ問題などでも行政の不作为ということが言われており、防災に関しても発想の転換が必要で、空振りでもやるべきことはやるべきではないか。また、土地利用に関しては、危険な地域に対するインフラ対応には限界があることから、私的所有権の考え方も再検討する必要。

災害対策における国と地方の役割分担については昔から議論されているが、市町村については、災害時の責任は大きく、権限は狭くなっている。国と地方の関係については市町村にもっと権限を与える方向で議論すべきではないか。

原子力艦船の原子力災害について、自治体でマニュアルをつくったが、放射能や医療等専門的な部分は、今回の防災基本計画の改定の中で、国で専門家をそろえ、十分議論してほしい。

災害救助法は未だに現物支給が原則。もう少し時代に合わせた救助の仕方があ。現物か現金かのオプションを被災者に示す検討をするべきではないか。

災害救助法のオプションの問題に関しては、検討ではなく結論を出すべき。災害が起こってから議論しても始まらない。国としてはっきりした方針を示してもらいたい。

被災者の生活支援策について、どの地域で被害にあっても平等の支援策を講じることが必要ではないか。

縦割り社会の壁にどう対処していくか。地方公共団体、自衛隊、警察、消防など各機関で応急対応の優先順位が異なるが、人命救助等緊急の際にはこの壁を取

り除き、総合調整をしてプライオリティを付けていく仕組みが必要ではないか。

大規模訓練を行う場合一番大変なのは、訓練場所周辺の住民の理解を得ることであり、休業補償を求められることもあるが、防災の日は防災訓練優先ということを確認すべきではないか。

小さな訓練を多く行うより大規模な訓練を1回行う方が有効。その点、大規模な訓練には経費がかかるので、予算について国が自治体に対し、十分な支援・補助を行うべき。また、訓練等を通じて、ヘリコプターに関する空域統制マップを作成すべき。

現在、防災計画は、国の計画を基に、都道府県、市町村が作成するというピラミッド型になっているが、発想が逆であり、一人一人の命をどう守るかというところから作成していくべきではないか。ディテールが問題。

地域住民の情報をいかに市に上げ県に上げていくかが重要。例えば、ハザードマップを作成する場合でも、地域住民の方が防災に関して知識・知恵がある場合が多い。

専門家の情報を非専門家がいかに判断するか。専門的な数字を単純に提示しても的確に情報は伝わらない。確率の概念を用いることがミスリードになるケースもある。非専門家の概念に結びつけることができるような情報発信ができないか。

全国で進められている活断層調査の結果を、防災対策に結びつけていくことが重要。

今回は、11月26日(月)午後2時から開催することとし、各省庁の防災施策についてヒアリングすることとなった。

以上

〔この件に関する問い合わせ先〕
内閣府政策統括官(防災担当)
防災総括担当参事官付 諏訪
t e l 03 - 3501 - 5408
災害予防担当参事官付 齋木
t e l 03 - 3501 - 6996